

**平成29年度
市民協働事業提案**

**「あきたまご」の募集について
(提案の手引き)**

～自由提案部門～



秋田市中央市民サービスセンター

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5642

FAX 018-888-5641

e-mail ro-copr@city.akita.akita.jp



あなたが描く、秋田の未来を応援します!!

秋田市では、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するため、秋田市と市民活動団体等が目的を共有し、対等の立場で役割を分担し、協力して取り組む公益的な事業の提案を募集します。

応募された提案は公開プレゼンテーションによる審査を行い、優れた提案は、秋田市協働サポート交付金を活用して事業化を図ります。

市民の皆さん、「個性豊かで活力あるまちづくりの実現」に向けて、一緒に取り組んでみませんか。

ぜひ、皆さんの熱意とアイディアを貸してください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/propo/egg.htm>

(事業フロー)

協働事業提案

参加表明	参加表明書を提出してエントリー	3月10日まで
提案応募	事業提案書（企画書・予算書等）を提出	3月31日まで
審査	公開プレゼンテーション開催 ※審査委員会が審査項目に基づいて提案を審査します。	4月中旬（予定）

協働サポート交付金事業

提案採択	審査結果をもとに事業化する提案を採択 ※平成29年度予算の枠内で採択します。	4月下旬（予定）
協定締結	採択した提案の実施にかかる協定を締結	5月中旬（予定）
交付金交付	協定に基づいて協働サポート交付金を交付	
事業実施	協定に基づいて協働で事業を実施	翌年3月31日まで
終了後	実績報告、交付金精算、ヒアリングによる事業評価を実施	

1 「あきたまご」とは

うまれたばかりの“たまご”はそのまま放っておいては育つのが難しいですね。でも、“たまご”は次代を担う大切なのちです。今ある自然、環境、暮らしを次代につなげるのは、今を生きている私たちみんなの責務です。

自分に何ができるのか、そのためには何をしたらいいのか・・・。いのちの息吹のようにわき上がる思いを“たまご”に例えました。

行政だけでは、地域だけでは、市民活動団体等だけでは育てるのが難しいたくさんのが“たまご”を、役割分担しながら協力して一緒に育てませんか。

秋田の“たまご”=「あきたまご」ご提案してください



2 協働事業提案の募集の趣旨

市民の参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市と市民活動団体等が目的を共有し、対等の立場で役割を分担し、協力して取り組む公益的な事業の提案を募集して事業化を図ります。



- ① 市民活動団体等の専門性や柔軟性、市民ニーズや地域課題を的確に捉えた提案を生かし、きめ細かい公共サービスを提供します。
- ② 提案段階から、市民と行政が互いの立場を理解し合いながら協力して事業を実施することにより、協働によるまちづくりを実践します。
- ③ 市民の活動意欲や協働による「まちづくり」の機運を高め、市民による自主的な活動と市政への市民参加を促進します。

3 提案できる方(提案者の要件)

提案資格を満たす市民活動団体等

市民活動団体等が他の団体と協議体を構成して提案することもできます。この場合の協議体には企業も参加できるものとします。

市民活動団体等～特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人等の非営利活動を主たる目的とする団体。法人格の有無は問いません。

(提案資格)

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 本市に事務所を有し、又は、本市を主な活動場所としていること
- (2) 法人以外の団体の場合にあっては、5人以上の構成員を有すること
- (3) 組織の運営に関する規則があること
- (4) 適正な会計処理を行うことができること
- (5) 事業を的確に遂行できる能力を有していること
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (7) 暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと

4 募集する事業(提案の要件)

市と市民活動団体等が、共通の目的を達成するために、対等の立場で役割を分担し、協力して取り組む事業

対象事業の要件を満たす必要があります。

※自分たちの生活全般にかかる様々な課題について、その解決を市に要望するのではなく、自分たちでできることと、市に担ってほしいことを考え、市と一緒に取り組む「協働事業」の提案を募集するものです。

(対象事業)

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地域課題や社会的課題の解決を目指す**公益的な事業**であること
- (2) 本市と市民活動団体等が**協働することで相乗効果**が期待できるもの
- (3) 本市と市民活動団体等の**役割分担**が明確かつ妥当であるもの
- (4) 市民活動団体等の特性を活かした**新たな視点**が盛り込まれているもの
- (5) 予算の見積もり等が適正であること

ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 現に実施されている事業と同一又は著しく類似するもの
- (2) 事業の対象となる地域が限定される地域づくり活動に類するもの
- (3) 学術的な研究や調査のみを目的としたもの
- (4) 交流または親睦のみを目的としたもの
- (5) 法令や制度上の制約があり実施できないもの

※市民活動団体等がすでに実施している事業や単独で実施しようとする事業を支援するものではありません。

※課題解決提案部門の募集テーマ（子どもの居場所づくり）に類似した提案は対象事業になりません。



ここがポイント！

役割分担っていうけど、秋田市は何をしてくれるの？

事業の内容によりますが、考えられる主な役割は以下のとおりです。まずはご相談ください

- (1) 共催、後援
- (2) 情報提供、情報交換
- (3) 実施会場の確保
- (4) 関係機関との折衝
- (5) 専門的な助言
- (6) その他状況に応じた必要な役割

5 事業の実施期間

平成29年5月から平成30年3月末まで

複数年計画で段階的に取り組む場合は、最長3か年度の計画と合わせて平成30年3月末までの取組内容を提案してください。

※秋田市協働サポート交付金事業として採択された場合、実際に事業を開始できるのは協定締結後の5月中旬以降となります。

6 事業の予算

直接要する事業費(対象経費)は100万円以内

対象経費が100万円を超える分や対象経費以外に充当する収入を独自に確保し、予算を立てて提案することもできます。

※秋田市協働サポート交付金事業として実施することを想定し、事業の直接的経費を同交付金の上限である100万円以内とするものです。

(対象経費)

例示すると次のような経費が対象経費となります。

項目	対象経費の例
人 件 費	事業実施にあたり直接的に要する人件費
報 償 費	講師、アドバイザー等への謝礼金
旅 費	講師、アドバイザー等への旅費、スタッフの交通費
需 用 費	チラシ等の印刷製本費、用紙等消耗品、修繕費
役 務 費	郵便、電話料等の通信運搬費、保険料、手数料
使用料・賃借料	会場、備品等の使用料、賃借料

※施設等の整備、設備備品購入等にかかる費用は、必要と認められる場合に限り、かかる費用の2分の1を対象経費とします。

対象とならない経費

- (1) 市民活動団体等の運営に係る経費
- (2) 市民活動団体等の構成員の入会費等
- (3) 市民活動団体等の構成員による会合の飲食費等
- (4) 交付対象事業以外の経費と識別することが困難な経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める経費

※(1)には、事務所の維持管理費など、提案事業の実施にかかわりなく要する経費が該当します。

※(2)には、実施団体の構成員に対する謝礼等も該当します。

7 応募方法(提出書類)

3月10日までに参加表明をした上で3月31日までに提出

所定の提出書類を秋田市中央市民サービスセンターに提出してください。早めに相談サポートを受けることをおすすめします。

※期限までに参加表明しなければ応募できませんのでご注意ください。

(提出書類)

参加表明(3月10日提出期限)

様式	記載内容
参加表明書	テーマ、事業名、事業の構想と市の役割
市民活動団体等概要書	団体の概要および活動実績

提案応募(3月31日提出期限)

様式	記載内容
市民協働事業提案書	提案テーマおよび事業名
事業企画書	提案の趣旨および事業の具体的な内容
事業収支計画書	事業実施に見込む収支計画
その他、市長が必要と認める書類（事業企画書の補足資料、団体の活動状況がわかる資料など）	

秋田市中央市民サービスセンター

秋田市山王一丁目1番1号秋田市役所2階 電話888-5642

(相談サポート)

事業の計画づくりや提出書類の作成に関するご相談は、中央市民サービスセンター窓口で受け付けます（ただし、課題解決提案の内容に関するご相談は募集テーマの担当課が窓口となります。）。

また、「市民活動アドバイザー（市民交流サロン）」および「つむぎすと」が助言・協力いたしますので、お気軽にご相談ください。

市民活動アドバイザー

市民交流サロンに常駐し、市民活動全般にわたり助言や情報提供をしています。

○市民交流サロン

秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ3階
電話887-5312

つむぎすと

市民と行政、市民と市民活動団体等、市民と市民等をつむぐ役割を担うサポート。市の職員にも、市民にもあります。

実現性の高い提案づくりに向けたサポートします。活躍の場を探していますので、ぜひ積極的にご活用ください。

8 審査

公開プレゼンテーションを実施して提案を審査

平成29年度秋田市協働サポート交付金事業を採択する参考とするため、秋田市協働サポート交付金審査委員会が各提案について採点します。

※提案団体と事業概要、審査結果は、秋田市ホームページ等で内容を公表します。

(公開プレゼンテーション)

4月中旬に開催を予定しています。

各提案団体より、プレゼンテーションを行ってもらい、審査委員の質疑に応答していただきます。

詳しい日程等が決まりしだい、提案団体に通知するとともに秋田市ホームページに掲載します。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/propo/egg.htm>

(審査項目)

審査は、以下の項目ごとに採点を行います。

- (1) 事業の目的
- (2) アイディア
- (3) 役割分担
- (4) 期待される成果
- (5) 発展性
- (6) 事業の確実性
- (7) 提案団体の能力

9 事業の実施

平成29年度秋田市協働サポート交付金の予算の枠内で審査結果が上位の提案を採択し、協定を締結して事業化

※採択後、役割分担等協働の進め方について協議の上、協定を締結します。

(協働サポート交付金)

事業実施に要する直接的経費について100万円を上限に交付します。

交付金額は、原則として収支計画書の額としますが、調整する場合があります。

概算払

事業終了前に概算払いで交付することができます。

事業費の精算

余剰金が生じた場合は精算するものとします。

継続事業の取扱い

交付金は、対象経費の全額が対象となりますが、2年目の事業は5分の4、3年目の事業は2分の1相当額に減額となります。

例えば、毎年100万円の事業計画の場合、右のように交付されます。

	1年目	2年目	3年目
補助率(割合)	10／10	4／5	1／2
事業費(万円)	100	100	100
交付金額(万円)	100	80	50
自己資金(万円)	0	20	50

(個人情報保護)

事業実施者が、事業実施に際して知り得た個人情報については、秋田市個人情報保護条例により、目的外に使用することのないよう適正な運用、管理を行っていただきます。

(事業報告および評価)

事業が終了したときは、事業報告書、収支決算書等必要な書類を整備して報告するとともに、ヒアリングにより審査委員会の評価を受けることとなります。

10 よくある質問と回答

一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合等も広義のNPOに含まれますが、提案団体となり得ますか？	提案団体となり得ます。 なお、個人で提案することはできません。
地域づくり交付金との違いがわからないのですが？	地域づくり交付金は、地域で完結する課題に取り組む自主的な地域活動を支援するものです。本制度は、市民活動団体等の提案に基づいて、全市的な課題に市民活動団体等と市が協力して取り組むものです。
実施する地域が限定される事業は提案できますか？	たとえば、中心市街地の整備などのように全市的な波及効果が見込める事業や、実施した成果を全市で共有するものなどは提案できます。 しかしながら、特定の地域のみを対象とする事業や、住民交流イベントのように地区が異なれば何度でも実施できる内容では提案できませんので、このような事業は、地域づくり交付金の活用をご検討ください。
複数年かけて段階的に取り組む必要がある事業は提案できませんか？	提案作成段階から複数年計画で企画書を提出する場合は可能です。その場合でも、毎年度末に事業評価を受け、継続可能との評価を得た場合のみ継続できるものであり、複数年計画の実施を約束するものではありません。 なお、本制度は新たな取り組みの立ち上げ支援が目的ですので、最長で3年としています。

市の役割としてどこまで求めてよいですか？	提案内容によって役割分担も変わるので、定量的に示すことはできません。それぞれの強みを生かしつつ、できることとできないことを調整していくことが重要です。なお、市の役割が過剰に大きければ、実現性が難しいと判断される可能性があります。
事業収入があってもよいでしょうか？ また、他の助成制度を活用してもよいでしょうか？	サービスの対価などで自己資金を調達し、事業経費に充当する場合の収入は認められます。なお、本市の他の支援制度を受ける事業は対象外となります。
人件費はどのように積算したらよいでしょうか？	事業の実施によって生じる実費弁償費などが対象となります。個々のケースごとに精査が必要ですので一律の基準は設けませんが、社会通念上適正な額としてください。採択された場合であっても、協定にあたり調整する場合があります。
事業の成果物の帰属はどうなりますか？	報告書などの成果物が見込まれる場合は、事前の協定に定めることとしますが、原則として著作権等の成果物は両者に帰属します。